

令和6年第4回 湧別町農業員会総会議事録		
1. 会 期	令和6年4月18日(木)	13時30分 開会 13時50分 閉会
2. 場 所	上湧別コミュニティセンター 2階大会議室	
3. 議 件		
日 程 第 1	議事録署名委員の指名について	
日 程 第 2	会期の決定について	
日 程 第 3	諸般の報告について	
日 程 第 4	議案第1号 現況証明願いについて	
日 程 第 5	議案第2号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について	
日 程 第 6	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について	
日 程 第 7	議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について	
日 程 第 8	議案第5号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について	
以下余白		

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 安藤 弘司	2 佐藤 輝美	3 松橋 聡	4 北谷 昭一
5 井上 靖	6 澤口 久美	7 和田 利弘	8 千葉 実
	10 久保 拓也	11 渡辺 健一	12 中原 秋美
13 井上 豊	14 秋葉 宏之	15 花木 慶喜	16 松田 和浩
17 島田 宗央	18 追永 直哉	19 姉崎 淳一	20 高久 輝喜
	22 三澤 実	23 藤井 和人	
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
9 山崎 幸一      21 羽田 雄一      24 松下 眞二			
6. 事務局			
事務局長 吉松 智弘      主 事 野村 亮太			

<p>議 長</p>	<p>定刻になりましたので、只今から令和6年第4回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、22名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行いません。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により、22番 三澤委員及び23番 藤井委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。 前回総会以降の行事について事務局長より報告させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和6年3月28日に開催されました、令和6年第3回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告いたします。</p> <p>4月9日(火) コミュニティセンター2階中会議室におきまして、農用地あっせん会議が開催され、これに澤口委員、姉崎委員、藤井委員が出席しております。</p> <p>4月10日(水) 北見市におきまして、オホーツク農業委員会連合会第1回役員会議、第104回オホーツク管内農業委員会連合会通常総会が開催され、これに吉村会長が出席しております。</p> <p>また、翌11日(木) 同じく北見市において、令和6年度地区別農業委員会会長・事務局長会議が開催され、これに吉村会長が出席しております。</p> <p>本日、令和6年第4回湧別町農業委員会総会を開催しております。 以上活動状況の報告といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>

事務局	<p>議案書の2ページをご覧ください。議案第1号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において2件提出されております。</p> <p>内容を説明しますので、議案書の3ページをご覧ください。その1、証明願出人、所有者ともに緑町、〇〇〇〇さんです。土地の所在ですが、緑町〇〇番〇で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は1, 4 1 3 m<sup>2</sup>で、利用状況は雑種地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のためで、現況証明農業委員は三澤委員、松下委員、北谷委員でございます。</p> <p>(別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>議案書の3-1ページをご覧ください。その2、証明願出人、所有者ともに川西、〇〇〇〇さんです。土地の所在ですが、川西〇〇番〇で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は2, 4 3 9 m<sup>2</sup>で、利用状況は宅地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のためで、現況証明農業委員は中原委員、高久委員、松橋委員でございます。</p> <p>(別冊資料1-2ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第1号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
委員一同	<p>質疑なしと認めます。これから議案第1号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第5、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の4ページをご覧ください。議案第2号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について、別紙のとおり、農地法第1</p>

<p>事務局</p>	<p>8条第1項第2号の規定による合意解約を行い、同法第18条第4項及び第6項の規定により通知があったので、農業委員会の議決を求めらるるものであります。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の5ページをご覧ください。番号1番、貸主が北海道農業公社、借主は川西、〇〇〇〇さん、土地の所在ですが川西〇〇番〇ほか全9筆、面積合計107,093㎡で、解約の理由は、賃借人の都合による合意解約です。</p> <p>続いて番号2番、貸主が信部内、〇〇〇〇さん、借主は川西、〇〇〇〇さん、土地の所在ですが川西〇〇番〇の内外全5筆、合計面積は68,267㎡で、解約の理由として、賃借人の都合による合意解約です。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これから議案第2号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから議案第2号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第6、議案第3号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の6ページをご覧下さい。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定により、別紙の者より農地転用の許可申請書の提出があったので、許可相当の可否につき審議し、許可相当の回答がなされた期日以降に、農地法第5条の規定による許可書を申請者に交付することを決議する。また、北海道農業会議から許可相当の回答がなされた期日以降に、許可書を申請者に交付することを決議するものです。</p> <p>貸主が南兵村一区の〇〇〇〇さん、借主は〇〇〇〇さんであり、土</p>

<p>事務局</p>	<p>地の所在が南兵村一区〇〇番〇外計計4筆、合計面積は11,945.35㎡で、転用理由は砂利採取で一時転用となります。事業費は23,265千円です。議案8ページに今回の転用にかかる審査表を添付していますので参照願います。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これから議案第3号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから議案第3号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第7、議案第4号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書8ページをご覧ください。議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が1件、賃借権8件が提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書10ページをご覧ください。</p> <p>番号1番、所有権の移転をする者は、名寄市、〇〇〇〇さんで、所有権の移転を受ける者は、北兵村二区、〇〇〇〇さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、北兵村二区〇〇番〇で面積は4,308㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和6年4月18日で、対価の支払い時期につきましては、令和6年5月31日となっております。土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、430,000円でございます。</p> <p>(別冊資料3ページにより位置説明)</p>

事務局

続きまして議案書の11ページをご覧ください。賃借権でございます。番号1番、利用権の設定をする者は、川西、〇〇〇〇さんで、利用権の設定を受ける者は、緑町、〇〇〇〇さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、川西〇〇番〇外計10筆で合計面積は109,695㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和6年4月18日から令和16年11月30日までの10年間となっており、賃貸価格は383,000円でございます。

(別冊資料4ページにより位置説明)

続きまして番号2番、利用権の設定をする者は、川西、〇〇〇〇さんで、利用権の設定を受ける者は、信部内、〇〇〇〇さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、川西〇〇番〇外計28筆で合計面積は275,324㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和6年4月18日から令和16年11月30日までの10年間となっており、賃貸価格は1,004,000円でございます。

(別冊資料5ページにより位置説明)

続きまして12ページの番号3番、利用権の設定をする者は、川西、〇〇〇〇さんで、利用権の設定を受ける者は、信部内、〇〇〇〇さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、川西〇〇番〇で面積は21,512㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和6年4月18日から令和16年11月30日までの10年間となっており、賃貸価格は75,000円でございます。

(別冊資料6ページにより位置説明)

続きまして番号4番、利用権の設定をする者は、川西、〇〇〇〇さんで、利用権の設定を受ける者は、信部内、〇〇〇〇さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、川西〇〇番〇の内外計5筆で合計面積は68,267㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和6年4月18日から令和16年11月30日までの10年間となっており、賃貸価格は204,000円でございます。

(別冊資料7ページにより位置説明)

事務局

続きまして番号5番、利用権の設定をする者は、北海道農業公社で、利用権の設定を受ける者は、緑町、〇〇〇〇さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、川西〇〇番〇外計9筆で合計面積は107,093㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和6年4月18日から令和6年8月27日までの4カ月間となっており、賃貸価格は235,600円でございます。

この農地につきましては、先ほど議案第2号で審議いただきました合意解約された農地であり、売り払いまでの残りの期間を〇〇〇〇さんが借り受け、終期までに買い入れするものです。

(別冊資料8ページにより位置説明)

続きまして番号6番、利用権の設定をする者は、北海道農業公社で、利用権の設定を受ける者は、旭、〇〇〇〇さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、旭〇〇番〇外計19筆で合計面積は180,992.57㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和6年4月18日から令和11年1月30日までの5年間となっており、賃貸価格は292,040円でございます。

(別冊資料9、10ページにより位置説明)

続きまして議案書の13ページをご覧ください。番号7番、利用権の設定をする者は、北海道農業公社で、利用権の設定を受ける者は、旭、〇〇〇〇さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、旭〇〇番〇外計8筆で合計面積は129,803.98㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和6年4月18日から令和11年1月30日までの5年間となっており、賃貸価格は206,240円でございます。

(別冊資料11ページにより位置説明)

続きまして番号8番、利用権の設定をする者は、北海道農業公社で、利用権の設定を受ける者は、旭、〇〇〇〇さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、旭〇〇番〇外計12筆で合計面積は162,759㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和6年4月18日から令和11年1月30日までの5年間となっており、賃貸価格は231,240円でございます。

事務局	<p>(別冊資料 1 1 ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 4 号の議案について質疑を行います。</p> <p>先に〇〇ページ〇番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第 3 1 条の議事参与の制限により、〇〇番、〇〇委員の退席をお願いします。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p>(〇〇委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから〇〇ページ〇番の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は、原案の通り可決されました。〇〇番、〇〇委員の制限を解きます。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p>(〇〇委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>次に〇〇ページ〇番、〇〇ページ〇番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第 3 1 条の議事参与の制限により、〇〇番、〇〇委員の退席をお願いします。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p>(〇〇委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>

議 長	<p>質疑なしと認めます。これから〇〇ページ〇番、〇〇ページ〇番の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は、原案の通り可決されました。〇〇番、〇〇委員の制限を解きます。 暫時休憩します。</p> <p>(〇〇委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。 次に〇〇ページ〇番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、〇〇番、〇〇委員の退席をお願いします。 暫時休憩します。</p> <p>(〇〇委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。 質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから〇〇ページ〇番の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は、原案の通り可決されました。〇〇番、〇〇委員の制限を解きます。 暫時休憩します。</p> <p>(〇〇委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。 次に議案第4号の残りの議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>

議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第4号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は、原案の通り可決されました。</p> <p>日程第8、議案第5号の議案について議題とします。事務局に議案を朗読させます。</p>
事務局	<p>議案書の14ページをご覧ください。議案第5号、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、農業委員会等に関する法律第37条、規則第15条に基づいて、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、農業委員会の議決を求めるものであります。</p> <p>議案書の15ページをご覧ください。これは農業委員会等に関する法律第37条に基づいて、農業委員会運営の透明性を確保するため、農地等利用の最適化推進の状況や事務の実施状況等をインターネット等により6月30日までに公表することとされているものです。</p> <p>各ページの主なところを説明いたします。</p> <p>15ページ「農業委員会の状況」ですが、耕地面積や農家数などは、2020年農林業センサスに基づき記載しております。農業センサス調査につきましては5年ごと調査のため、2025年調査結果まで前年と同数となります。</p> <p>認定農業者数は227件であります。</p> <p>また、基本構想水準到達者は4経営体で、その内容として、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる経営体であること、</li> <li>② 農業改善計画の終期を迎えた認定農業者のうち、再認定を受けなかったものの、従前の経営面積を維持又は拡大している経営体であることを示します。</li> </ol> <p>認定新規就農者は平成29年から令和5年度までで6経営体となっております。</p> <p>次に16ページ「農地の集積」ですが、集積面積は毎年、町農政課に照会される調査の中で認定農業者・認定新規就農者等が所有・賃貸している面積です。</p>

事務局	<p>次に「遊休農地の発生防止・解消」ですが、本町は遊休農地が存在しないため、解消に関する取り組みはありませんでした。</p> <p>次に17ページ「新規参入の促進」ですが、令和5年度中に新規就農をした方は〇〇に1件となっております。</p> <p>次に20ページ「事務の実施状況の公表等」についてですが、総会議事録と委員会の活動計画の点検・評価をホームページで公表しております。</p> <p>また、農地法第3条に基づく許可は年間4件処理しました。また農地法第4条と第5条の農地転用に関する事務処理は年間6件処理しました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第5号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第5号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。 これで令和6年第4回湧別町農業委員会総会を閉会します。</p> <p>閉 会      13時50分</p>

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員